

大淀町文化財保存活用地域計画 課題・方針・措置対応表

基本理念	基本方針	課題	方針	事業番号	措置・事業内容	実施主体	期間				
							R6	R7	R8	R9	R10
ふるさとのおおよどの遺産を次世代につなぐ	1 ふるさとの遺産をみんなで支え、守り伝える社会づくり	【課題1】調査・研究 ○地域遺産の継続的な把握調査と記録保存が十分にできていない。 ○地域遺産の情報が整理できていない。 ○多様な視点で地域遺産群の関連性を語る「ストーリー」がない。 ○町制施行110周年(令和13年)にむけての町史の編纂事業が進んでいない。	【方針1】調査・研究 ○地域遺産を継続的に把握し、消滅していく可能性の高いものについては必要に応じて記録保存していく。 ○把握した地域遺産を継続的に収集し、アーカイブ化・データベース化していく。 ○多様な視点から地域遺産の調査・研究をおこない、「ストーリー」を作っていく。 ○令和13年までに、上記の調査・研究成果を町史の編纂事業に反映させていく。	【措置1】調査・研究事業(★は重点事業)							
				1-1	地域遺産の把握調査を実施 古文書・戦争遺産・教育遺産・文学関係資料・梨や茶などの生産地等の地域遺産の所在を把握し、概略をつかむ。	行政 地域 団体					
				1-2	地域遺産の記録保存調査を実施 文字情報・デジタル画像と動画等で、埋蔵文化財や民俗行事などの地域遺産の記録保存調査をおこなう。	行政 地域 団体					
				1-3	地域遺産の収集とアーカイブ・データベースの作成 地域遺産を収集(購入・寄贈受け入れ)し、そのデジタルアーカイブ化・データベース化(リスト作成)を実施する。	行政 機関					
				1-4	「おおよど遺産ストーリー」の作成★ 地域遺産の魅力とその価値について多様な視点から研究する参加型のワークショップを実施し、ストーリー(物語)を作成する。	行政 地域 団体					
		1-5	町史編纂にかかわる調査・研究の実施と成果の公開★ 過去の町史編纂事業をふまえ、町史編纂委員会を設置し、『(仮)新・大淀町史』(令和13年刊行予定)の編纂にむけた調査・研究等を進め、その成果を随時公開する。	行政 機関							
		【課題2】人材育成 ○過疎化・少子高齢化により、地域住民(学生を含む)の遺産保護に対する主体的意識が低下している。 ○地域遺産(伝統文化等)の次世代の担い手がいない。 ○地域を下支えできる人材が地域で確保できないため、地域遺産の継承が困難となっている。 ○地域を越えた広域での地域遺産の保存・活用が困難になっている。	【方針2】人材育成 ○「地域の遺産は地域で守る」という意識向上のための学習・講座や災害予防訓練の実施などにとりくむ。 ○地域遺産(伝統文化等)の次世代の担い手を育成していく。 ○地域社会を下支えできる「地域遺産ガイドボランティア・サポーター」の募集と育成をおこなう。 ○地域や専門分野を越えた広域での地域遺産の保存・活用団体の設立を推進する。	【措置2】人材育成事業(★は重点事業)							
				2-1	地域にかかわる学習・講座の開催 住民(個人・団体)・学校を対象とした、郷土の歴史文化や偉人たちの足跡を学ぶ「ふるさと学習」「出前講座」を実施する。	行政 地域					
				2-2	地域にかかわる災害予防訓練の実施 「文化財保護強調月間」「文化財防火週間」などのイベント期間中に災害予防訓練を実施し、地域住民の防災意識の向上をめざした取り組みを推進する。	行政 地域					
				2-3	地域遺産にかかわる体験型講習会の実施 学校等と連携し、農林業・伝統文化、伝統工芸の技術・知識の継承を目的とする体験型講習会を実施し、次世代の担い手を確保する。	団体 地域					
	2-4			「(仮)地域遺産の語り部」の募集・育成 地域遺産を語り、案内(ガイド)できるボランティアを町内外より募集し、「(仮)地域遺産の語り部」として育成しながら、各地域で取り組めることを実践していく。	地域 団体						
	2-5			「(仮)地域遺産サポーター」の募集 「(仮)地域の語り部」とともに地域社会を下支えしていく、登録型の「(仮)地域遺産サポーター」を町内外より募集し、地域遺産の保存・活用にかかわる活動をすすめる。	行政 地域 団体						
	2-6	地域遺産の保存・活用にかかわる団体の設立★ 地域遺産の複合的な保存・活用とその寄付金獲得にかかわるネットワークを構築できる民間活動団体を設立していく。	行政 地域 団体								
	【課題3】保存・継承 ○重要な地域遺産が未指定のまま修理を必要としている。 ○地域遺産の持続的な保存・管理と周辺環境の保全が難しくなっている。 ○国史跡の保存活用計画が作成されていない。	【方針3】保存・継承 ○指定等文化財の指定・修復等を推進する。 ○地域遺産の持続的な保存・管理をめざす。 ○地域遺産とその周辺の環境保全や災害予防対策を推進する。 ○国史跡の保存活用計画を作成していく。	【措置3】保存・継承事業(★は重点事業)								
			3-1	文化財指定等の推進 未指定の重要な地域遺産について、文化財指定等(大淀町文化財保護審議会による指定審議)に積極的に取り組む。	行政						
			3-2	指定等文化財の修復・修理 「大淀町文化財保存事業補助金交付要綱」に基づき、所有者とも相談しながら、記念物(遺跡など)・美術工芸品(彫刻など)の指定等文化財の修理に取り組む。	行政 地域						
			3-3	地域遺産の持続的な保存・管理 地域遺産の定期的な巡視と保存・管理をおこない、古墳や個人所蔵の資料など、個人で保存が困難な地域遺産は公有化し保護する(土地買い上げを含む)。	行政 地域						
			3-4	地域遺産をとりまく景観の保全 地域遺産周辺の適切な景観保全(雑木伐採・草刈り清掃等)に取り組む。	行政 地域 団体						
			3-5	地域遺産の災害予防対策★ 指定等文化財を含む地域遺産の防災・防犯のための対策(防災指導・巡回・施設・カメラ設置・獣害対策)をおこない、緊急避難計画を作成する。	行政 地域						
	3-6	「(仮)史跡比叡寺跡保存活用計画」の策定★ 町で唯一の国史跡・比叡寺跡について、東西塔跡と宝物庫(収蔵展示施設)の整備を軸とする保存活用計画を策定する。	行政 地域								
2 みんなが集い、学び深めるふるさとの拠点づくり	【課題4】拠点整備 ○収集した地域遺産(資料)を保存・管理し、活用しながら次世代へと継承していくための拠点が整備されていない。 ○町内の文化・観光・交流施設で広域観光に資する取り組みを推進し、地域遺産を活用できる環境を整備していく。 ○地域や学校等で地域遺産を学ぶ教材環境が整備されていない。 ○地域遺産を訪れる見学者に配慮した環境整備がおこなわれていない。	【方針4】拠点整備 ○地域遺産を保存・管理する拠点施設の整備計画を作る。 ○町内の文化・観光・交流施設で広域観光に資する取り組みを推進し、地域遺産を活用できる環境を整備していく。 ○地域や学校等で地域遺産を学ぶ教材環境を整備していく。 ○指定等文化財を優先に、地域遺産を訪れる見学者に配慮した環境整備を推進していく。	【措置4】拠点整備事業(★は重点事業)								
			4-1	地域遺産の保存・管理施設の確保と整備計画の策定★ 既存の公共施設や学校等の空きスペースなどを確保し、収集した地域遺産を保存・管理する拠点施設(仮称・地域遺産センター)を造っていくため、その整備計画を策定する。	行政						
			4-2	文化・観光・交流施設での地域遺産の利活用にかかわる環境整備★ 関連部署と連携し、観光施設(道の駅吉野路大淀センター等)・文化施設(町文化会館・町立杉本記念文化センター等)・交流施設(各地のコミュニティ施設・古民家等)の環境(ウェブアクセシビリティや展示台・交流スペース)を整備し、広域観光に資する取り組みや地域遺産の利活用(展示・解説)をおこなう。	行政 地域						
			4-3	地域遺産の展示・学習教材の整備 上記の拠点施設で使用する展示用の模型や複製品(佐名伝銅鑿・松垣本猿楽関係資料・岸田日出男関係資料)・副読本の作成などをおこない、地域や学校の学習教材としても活用する。	行政 団体						
			4-4	地域遺産のサイン設置・修理 学校等と連携し、指定等文化財を含む地域遺産の所在地・伝承地にQRコードなどを活用したサイン(案内・解説板等)の設置・修理をおこなう。	行政 地域						
			4-5	地域遺産周辺のベンチ・トイレ設置 指定等文化財を含む地域遺産の所在地周辺に見学者用のベンチ・トイレを設置する。	地域 団体						
4-6	町内地域遺産周辺の見学路整備 指定等文化財を含む地域遺産(遺跡・古墳など)にいたる見学路を整備する。	地域 団体									
【課題5】情報発信 ○地域遺産に関する調査・研究報告書や、それらをわかりやすくまとめた一般行物が少ない。 ○地域遺産のことを知る機会(展示)や学ぶ機会(講演会・シンポジウム)が少ない。 ○魅力的なイベントが少ないため、関係人口・交流人口が増えない。 ○地域遺産の発信情報が少なく、過去の情報が更新されていない。また、地域遺産の魅力を見える化できていない。	【方針5】情報発信 ○調査・研究報告書や一般行物を継続的に刊行し、地域遺産の情報公開とその魅力のPRに努める。 ○企画展示・講演会・シンポジウム等を充実させ、地域遺産の魅力を広げるPRしていく。 ○ユニークなイベントおよび周遊型・体験型のイベントを推進し、関係人口・交流人口を増やす。 ○デジタル化社会に対応したコンテンツの制作・配信・活用を推進し、地域遺産の魅力を随時更新するとともに、その魅力を多世代にひろくPRしていく。	【措置5】情報発信事業(★は重点事業)									
		5-1	地域遺産に関する調査報告書の作成・公開 地域遺産に関する調査報告書を作成し、その成果を随時公開していく。	行政 機関							
		5-2	地域遺産に関する一般行物の作成・公開 地域遺産の情報をよりこまごまと一般行物(町広報紙・冊子・マップ・資料集・リーフレットなど)を作成・公開し、その情報を発信し魅力をPRする。	行政 地域 団体							
		5-3	地域遺産を学ぶ深める企画展示の開催 大淀町文化会館等を中心に、年数回程度、地域遺産にかかわる企画展示を開催し、その情報を発信し魅力をPRする。	行政 団体							
		5-4	地域遺産を学ぶ深める講演会・シンポジウムの開催 大淀町文化会館等を中心に、年1回程度、地域遺産にかかわる講演会・シンポジウムを開催し、その情報を発信し魅力をPRする。	行政 団体 機関							
		5-5	地域遺産を活かしたユニークなイベントの実施 地域と団体が連携し、町内のユニークな地域遺産(寺社・近代建築・古民家・橋梁と川沿いの景観など)を活用した小規模イベントを実施。その収益を地域遺産の保存・活用等に充てる。	地域 団体							
		5-6	地域遺産等を巡る周遊型・体験型イベントの実施 地域と団体が連携し、地域遺産や古道等を周遊するハイキングおよび体験型イベント等を実施し、その収益を地域遺産の保存・活用等に充てる。	地域 団体							
		5-7	地域遺産コンテンツの制作・配信★ 地域や学校等と連携し、地域遺産の情報(アーカイブ)から多世代が楽しめるデジタルコンテンツを作成し、インターネット(町公式HP・動画チャンネル・SNS等)を活用し、随時配信していくことで町の魅力PRにつなげる。	行政 団体 機関							
5-8	地域遺産コンテンツの活用 地域や学校等と連携し、作成した地域遺産のコンテンツやそのデザインの魅力を活かした観光サービスと商品開発をおこない、町の魅力PRにつなげる。	行政 団体 機関									